

49 「中華民国人並びに満州国人留学生の在学証明書に写真貼付方、官公私立大学等へ通牒の件内務省警保局長へ通知」抄録
〔昭和十二年八月〕

(注記1) 官専三三四号 裁決 8月14日 文書課長 (有原) 送 8月17日 起案者 (相良)

昭和十二年八月十日起案
学務課長 (有光) 専門学務局長 (山川) (神野)

年月日 局長

(注記3) 内務省警保局長宛
中華民国人並滿州国人留学生ニ対スル在学証明書ニ関スル件

本年七月八日附警保局外発甲第六一號ヲ以テ標記ノ件ニ関シ御申越有之タル処別紙写ノ通処理相成タルヲ以テ委曲右ニテ御了知相成度
備考Ⅱ別紙各学校宛ノ通牒 (加筆) 浄写ノ上添付ノコト

(注記4) 官専三三四号 裁決 7月19日 文書課長 (有原) 送 7月21日 起案者 (相良)
昭和十二年七月十三日起案
学務課長 (有光) (神野)

次官 (伊東) 専門学務局長 (菊池) (堀池) 普通学務局長 (菊池) (朝比奈) 実業学務局長 (藤野) (田中) 思想局長 (阿原) (田中) (田中) 自署 (岡田)

年月日 案 次官

各帝国大学、官公私立大学、高等学校、専門学校(実業ヲ含ム)、高等師範学校長(女子高等師範学校長)宛
各地方長官宛各通

中華民国人並滿州国人留学生ニ対スル在学証明書ニ関スル件 (加筆)

標記ノ件ニ関シ今般内務省警保局長ヨリ別紙(写)ノ通申越有之タルニ付テハ本邦ニ留学スル中華民国人並滿州国人学生ニ対シ所属学校ヨリ發給スル在学証明書(身分証明書)ニハ必ず本人ノ写真ヲ貼付セシメ之ニ印刻機等ヲ以テ契印ヲ施シ貸与改竄ノ虞無カラシムル等適當ノ方策ヲ講ジ取締上万遺漏無キヲ期セラレ度此段及通牒
備考Ⅱ別紙浄写ノ上添付ノコト

割印 (注記6) 警保局外発甲第六一號
昭和十二年七月八日
内務省警保局長 印

文部省専門学務局長殿

中華民國人並滿洲國人留學生ニ対スル在学証明書ニ
関スル件

近時中華民國人並滿洲國人ニシテ本邦留学ノ目的ヲ以テ渡来スル者逐年増加ノ傾向有之之等多数学生中ニハ時局ノ刺戟ヲ受ケ密ニ本国同志ト呼応シテ反滿抗日又ハ(抹消)(加筆)〔共〕産主義宣伝ノ為メ策動シ其ノ他各種犯罪、不良行為等ヲ敢テスル者尠カラザルヲ以テ取締上腐心致シ居ル実情ナル処右学生ニ対シ所属学校ヨリ發給セラレ居ル在学証明書(身分証明書)ニハ多クノ場合本人ノ写真貼付無キ為メ往々右証明書ヲ他人ニ貸与シ又ハ改竄シ入国其ノ他ノ際不正ニ使用スル尠シトセズ前叙取締上遺憾ノ点有之候ニ就テハ昭和九年六月二十八日附警保局保發乙第一二号「朝鮮人留學生ノ在学証明書ニ関スル件」ヲ以テ当省次官ヨリ貴省次官宛依頼致候趣旨ヲモ御參酌ノ上關係学校当局ニ対シ可然御示達相成様適宜御配慮相煩度此段得貴意候

年 月 日

次官

各帝國大学、官公私立大学、高等学校、専門学校(実業

ヲ含ム)、高等師範学校長、女子高等師範学校長

宛

各地方長官宛各通

中華民國人並滿洲國人留學生ニ対スル在学証明書ニ

関スル件

標記ノ件ニ関シ今般内務省警保局長ヨリ別紙写ノ通申越有之タルニ付テハ本邦ニ留学スル中華民國人並滿洲國人学生ニ対シ所属学校ヨリ發給スル在学証明書(身分証明書)ニハ必ず本人ノ

写真ヲ貼付セシメ之ニ印刻機等ヲ以テ契印ヲ施シ貸与改竄ノ虞無カラシムル等適當ノ方策ヲ講ジ取締上万遺漏無キヲ期セラレ度此段及通牒

(同文に付、中略)

警保局外發甲第六一号

昭和十二年七月八日

内務省警保局長

文部省専門事務局長殿

中華民國人並滿洲國人留學生ニ対スル在学証明書ニ

関スル件

近時中華民國人並滿洲國人ニシテ本邦留学ノ目的ヲ以テ渡来スル者逐年増加ノ傾向有之之等多数学生中ニハ時局ノ刺戟ヲ受ケ密ニ本国同志ト呼応シテ反滿抗日又ハ共産主義宣伝ノ為メ策動シ其ノ他各種犯罪、不良行為等ヲ敢テスル者尠カラザルヲ以テ取締上腐心致シ居ル実情ナル処右学生ニ対シ所属学校ヨリ發給セラレ居ル在学証明書(身分証明書)ニハ多クノ場合本人ノ写真貼付無キ為メ往々右証明書ヲ他人ニ貸与シ又ハ改竄シ入国其ノ他ノ際不正ニ使用スル尠シトセズ前叙取締上遺憾ノ点有之候ニ就テハ昭和九年六月二十八日附警保局保發乙第一二号「朝鮮人留學生ノ在学証明書ニ関スル件」ヲ以テ当省次官ヨリ貴省次官宛依頼致候趣旨ヲモ御參酌ノ上關係学校当局ニ対シ可然御示達相成様適宜御配慮相煩度此段得貴意候

(同文に付、後略)

(注記1)

「完決」

(注記2)

「記録掛 14・1・6 受領」

(注記3)

「三」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「要例規登載」^(中山)

(注記5)

「完決」

(注記6)

「文部省 官專334号 昭和12・7・10」

(下札)

④種別 ^(中山) よ一／聯繫／登録追加／件名 各帝国大学等へ通牒

中華民国人並滿洲国人留学生ノ在学証明書ニ写真貼付方／番号

官專三三四／結了年月日 昭一二七 二一／保存年限 ムキ／

枚数 10

〔自昭11年至昭15年 学生生徒総規
第5冊〕文部省^(中山) 34.32-6.2156